

おうみ若者マイスター認定事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、滋賀県内の優秀な若年技能者をおうみ若者マイスターとして認定することにより、若年技能者の技能水準の向上に対する意欲を喚起するとともに、広く技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位向上と産業の振興に資することを目的とする。

（認定対象職種）

第2条 認定対象となる職種は、すべての産業に属する技能を必要とする職種であり、その詳細は、別表「厚生労働省編 職業部門、職業分類及び職種」に定める。

（認定基準）

第3条 知事は、次の各号のすべてに該当する者の中から、おうみ若者マイスターを認定する。

- (1) 対象職種に該当する技能検定1級または単一等級に合格した者またはこれと同等以上の能力を有する者のうち、特に優れた技能を有すると認められる者
- (2) 県内に居住、または県内に勤務している者
- (3) 年齢35歳未満の者
- (4) 対象職種に従事している者
- (5) 次条に規定するおうみ若者マイスター技能振興活動に参加できる者

（おうみ若者マイスター技能振興活動）

第4条 おうみ若者マイスター技能振興活動とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 各種技能振興事業の場における技能の実演等の活動
- (2) 県内の各小中学校等における技能の指導等の活動
- (3) その他若年世代に対する技能の啓発に寄与する活動

（認定審査）

第5条 知事は、認定するに当たっては、これを公正かつ適切に行うため、おうみ若者マイスター認定に係る懇話会（以下、「懇話会」という。）の意見を聴くものとする。

2 懇話会に関する必要な事項は、別に定める。

（認定の方法）

第6条 知事は、年1回認定証を交付して認定を行うものとする。

(認定を受けた者の役割)

第7条 認定を受けた者は、さらに自らの技能の向上に取り組むとともに、第4条に規定するおうみ若者マイスター技能振興活動に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な細目は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年7月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年5月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。